

生活支援員養成研修

生活支援員とは、「福祉サービスを利用したいけど手続きの方法が分からない」「1人では不安」と感じている高齢者や障がいのある方が、安心して生活が送れるように、サービス利用や書類手続き等についてお手伝いをする方のことです。

今回は、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」※で生活支援員として活動する方を養成する研修です。



※福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをします。生活支援員は、本事業の専門員が作成した支援計画に基づいて生活費のお届けなど具体的な援助を行います。

**対象：自動車免許をお持ちで、福祉に理解のある方
3日間とも受講できる方**

会場：北本市総合福祉センター（北本市高尾1丁目180番地）

**1日目
11/18(金)
10時～12時**

- ・ 開講式、オリエンテーション
- ・ 日常生活自立支援事業の概要など
- ・ 生活支援員登録について
- ・ 現役生活支援員の話

**2日目
11/25(金)
10時～12時**

- ・ 認知症高齢者への支援
講師：地域包括支援センター北本社協職員
- ・ 知的障害者への支援
講師：生活相談支援センターしゃろーむ 植木信行 氏

**3日目
12/9(金)
10時～12時半**

- ・ 精神障害者への支援
- ・ 対人援助の基礎知識
講師：済生会鴻巣病院 山田 英充 氏
- ・ 修了式(修了証書授与)

申し込みフォーム

※生活支援員として登録を希望する方は、後日面談があります。

お問合せ：北本市社会福祉協議会 地域福祉グループ
☎593-2961 FAX 592-9442 メールkitamoto.shakyo@gmail.com

